牧之原市役所　▶榛原庁舎 ☎㉓0001 ▶相良庁舎 ☎㊸2600　平日午前８時15分～午後５時（水曜日は午後７時まで）
総合健康福祉センターさざんか ☎㉓0070　榛原文化センター ☎㉓0002　相良総合センターい～ら ☎㉜5544

## 議会

9月1日から10月5日までの会期

### 市議会9月定例会の主な内容をお知らせします

問い合わせ　総務課　田中　☎（23）0050

#### 令和7年度牧之原市一般会計歳入歳出決算の認定

令和7年度牧之原市一般会計歳入歳出決算の認定が行われました。歳入は263億9939万1305円、歳出は252億5299万4949円で、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた歳入歳出差引残額は6億5847万8356円となりました。

#### 一般会計補正予算（第4号）

令和8年度の4回目の補正で、2億7327万円を増額し、補正後の総額を248億6468万8千円としました。

今回の補正予算では、社会体育施設の照明LED化に係る経費の計上や、県との協調で行う茶業関係者に対する茶海外輸出等支援事業補助金の増額、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した入学支援金支給事業交付金に係る経費などについて予算措置を行いました。

#### 公平委員会委員の選任

3人の委員のうち1人の任期が令和8年10月10日をもって満了となるため、小田嘉巳（おだよしみ）さんが選任されました。任期は4年間です。



小田嘉巳さん（静波区）＊新任

#### 固定資産評価審査委員会委員の選任

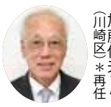
令和8年11月15日の任期満了に伴い、次の3人が委員に選任されました。任期は3年間です。



平井文博（ひらいふみひろ）さん（坂部区）＊新任



植田伸子（うえだのぶこ）さん（菅山区）＊再任



加藤俊夫（かとうとしお）さん（川崎区）＊再任

#### 教育委員会委員の任命

4人の委員のうち、渡辺彩子（わたなべあやこ）さんの任期が令和8年11月15日をもって満了となるため、再任することについて、議会の同意を得ました。任期は4年間です。



渡辺彩子さん（大沢区）＊再任

この他、特別会計および水道事業会計の令和7年度歳入歳出決算が認定されました。

また、▼人権擁護委員の候補者の推薦について▼農業委員会委員の任命について▼牧之原市竜巻等災害復旧復興支援基金条例の制定について▼牧之原市消防団第4分団1部消防ポンプ自動車の売買契約について▼特別会計の令和8年度補正予算などが可決されました。

## 防災

防災を日常に～「いつも」の暮らしが、地域を守る～

### 地域防災訓練を実施します

問い合わせ　危機管理課　池田　☎（23）0056

12月6日の「地域防災の日」に、市内各地区で地域防災訓練を実施します。

訓練を通じて災害に対する正しい知識を身に付け、いざという時に落ち着いて的確な行動を取ることが重要です。

●訓練事前広報　12月５日㊏

| | |
|---|---|
| 午後７時30分 | 同報無線や市LINE公式アカウントで訓練事前広報 |

●訓練実施日　12月６日㊐

| | |
|---|---|
| 午前６時50分 | 同報無線や市LINE公式アカウントで訓練実施（中止）のお知らせ |
| 午前９時 | 訓練地震発生・訓練開始「サイレン１分間吹鳴」 |
| 午前９時５分ごろ | 訓練大津波警報<br>同報無線と緊急速報メールで訓練警報発表のお知らせ |
| 正午ごろ | 同報無線や市LINE公式アカウントで訓練終了のお知らせ |

自分と家族の命は自ら守る「自助」と、地域のみんなで助け支え合う「共助」の取組を実践し、日頃から地域の防災力を高めるため、積極的に訓練に参加しましょう。

#### 緊急速報メール

訓練当日の午前9時5分ごろに、携帯電話またはスマートフォンに緊急速報メールを配信します。

**［緊急速報メールとは］**

気象庁が発表する「緊急地震速報」や「津波警報」および「特別警報」、県や市町などが発表する「災害・避難情報」を、特定区域の携帯電話などに一斉配信する携帯電話会社のサービスです。

**［注意点］**

①メール受信（鳴動）により不都合がある人は、事前に携帯電話などの電源を切ってください。設定によっては、マナーモードでも着信音が鳴る場合があります。

②受信の可否、鳴動音などは個々の受信端末の機種や設定により異なります。詳細は各携帯電話会社に確認してください。

③他市町やその付近にいる場合には、本市からのメールではなく、他市町のメールを受信する場合があります。



## 方針

お互いを尊重し、より良い市役所へ

### 市職員に対するカスタマーハラスメント対策

問い合わせ　総務課　大石　☎（23）0051

#### カスタマーハラスメント対策基本方針を策定しました

本市は、市民などから寄せられる意見、要望および苦情を行政運営における貴重な意見として受け止め、誠実かつ丁寧な対応に努めます。

しかし、社会通念上相当な範囲を超える要求や言動については、職員の人権および安全を守る観点から、組織として毅然と対応します。

#### カスタマーハラスメントの定義

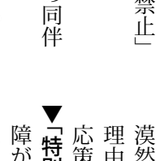
カスタマーハラスメントとは、市民、事業者、利用者その他行政サービスを利用する者などからの言動であって、当該言動が職員の従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えるものであり、これにより職員の就業環境が害されるものをいいます。

市ホームページ

### カスタマーハラスメント防止にご協力ください

全ての人が気持ち良く利用できる窓口づくりのため、ご理解とご協力をお願いします。

**このような行為はおやめください**



- ▶大声・暴言・人格を否定する発言
- ▶威圧的な態度や脅迫的な言動
- ▶長時間にわたる執拗な要求・拘束
- ▶土下座や過度な謝罪の強要
- ▶職員個人への誹謗中傷やSNSへの投稿を示唆した脅し
- ▶社会通念上相当な範囲を超える要求

**牧之原市の対応**

- ▶対応を中止する場合があります。
- ▶複数の職員で対応します。
- ▶必要に応じて、録音・記録を行います。
- ▶「通話録音」の運用を開始します。（12月１日～）
- ▶悪質な場合は警察など関係機関へ相談・通報します。

**牧之原市は、職員の人格と安全を守り、安心して利用できる市役所を目指します**

## 福祉

「ちょっとした配慮」が暮らしやすさにつながります

### 障害者差別解消法と合理的配慮

問い合わせ　社会福祉課　内木　☎（23）0072

「障害者差別解消法」は、障がいの有無にかかわらず、お互いを認め合いながら「共生する社会」の実現を目指して制定されました。

皆さん一人一人が障がいについて理解し、平等に暮らせる地域社会をつくりましょう。

#### 不当な差別的取扱いの禁止

障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、サービスの提供を拒否することや、条件や制限を付けることは「禁止」されています。

**［例］**

▼正当な理由なく、補助犬の同伴を拒否された。

▼飲食店で、車いす利用者であることを理由に入店を断られた。

▼学校や職場で配慮してほしいと伝えたのに配慮してもらえなかった。

#### 合理的配慮の提供義務

日常生活・社会生活において提供される設備やサービスなどは、障がいのある人にとって障壁になることがあります。そのような障壁を取り除くよう「意思表示」があった時に、過重な負担とならない範囲で配慮を行うことを「合理的配慮」といいます。

行政機関や地方公共団体、事業者に、合理的配慮の提供が「義務」付けられています。

**［例：対話の際、こんな考え方は避けましょう］**

**▼「先例がありません」**

断る理由になりません。個別の状況に応じて柔軟に対応しましょう。

**▼「もし何かあったら…」**

漠然としたリスクだけでは断る理由になりません。リスクや対応策は具体的に検討しましょう。

**▼「特別扱いできません」**

障がいのある人もない人も同じようにできる環境を整えることは「特別扱い」ではありません。



牧之原市役所　▶榛原庁舎 ☎㉓0001 ▶相良庁舎 ☎㊸2600　平日午前８時15分～午後５時（水曜日は午後７時まで）
総合健康福祉センターさざんか ☎㉓0070　榛原文化センター ☎㉓0002　相良総合センターい～ら ☎㊷5544

相談

思っているより身近なところにある問題

## 交際中の恋人同士の間で起こる暴力「デートDV」

デートDV（※1）とは、交際中の恋人同士の間で起こる暴力のことで、思っているより身近にある問題です。

交際を続けていくうちに、それまで優しかった相手の態度が変化して、さまざまな暴力が起こることがあります。男性でも女性でも被害に遭うことがあり、同性同士のカップルにも起こります。

男性の８人に１人、女性の４人に１人がデートDVの被害を受け、20代の被害が最も多いという調査結果（※2）があります。

※1：DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、配偶者などからの暴力行為のこと

※2：［出典］男女間における暴力に関する調査（内閣府・令和６年３月）

### デートDVによる影響

デートDVを受け続けることで、夜眠れない、食欲が湧かない、頭痛・腹痛など体への影響や、自分で考えたり決めたりすることができない、自分に自信が持てない、自分で自分を大切に思えないなど、心にも影響が出ます。

### 相談先

市で実施している女性相談は、デートDVだけでなく配偶者からの暴力なども相談できます。

一緒にいる時も離れている時も、自分のことも相手のことも、お互いの意見を尊重し大切にできる関係が、デートDVのない関係性です。

一人で悩んで解決しようとせず相談してください。友だちから相談された時も、相談できる場所があることを教えてあげてください。

▼**内閣府 男女共同参画局**（ホームページ）
▼**DV相談ナビ** ☎#8008（はれれば）
▼**県女性相談支援センター**
☎054（286）9217
▼**県男女共同参画センターあざれあ**（ホームページ）
▼**市福祉相談課こども家庭係（女性相談）**［さざんか２階］ ☎（23）0086

内閣府ホームページ

あざれあホームページ




▲若い年代向けの「デートDV防止パンフレット」は、あざれあホームページから閲覧できます。

### 「好きなんだけど辛い」 ～こんな行動を「されたり」「したり」していませんか～

次の項目に一つでも当てはまったら、二人の関係について考えてみましょう。

【身体的暴力】
- □ 殴る、たたく、蹴る
- □ 髪を引っ張る
- □ 物を投げ付ける
- □ 首を締める
- □ たたくふりをする
- □ 壁に押し付ける

【精神的暴力】
- □ 大声で怒鳴ったり、脅したりする
- □ 相手を傷付けたり、ばかにしたりするような言葉を使う
- □「別れるなら死ぬ」と脅かす
- □ いつも交際相手を最優先しないと怒る
- □ 電話やメール、SNSなどで行動を監視し、束縛する
- □ 何かあるといつも自分のせいにされる

【性的暴力】
- □ キスや性行為を強要する
- □ 性行為を断ると不機嫌になる
- □ ちゃんと避妊をしてくれない
- □ 裸や下着姿の写真を撮る

【経済的暴力】
- □ 貸したお金を返してくれない
- □ 無理やりお金を払わせる
- □ デート代をいつも払わせる
- □ アルバイトを強制的に辞めさせる
- □ 高額なプレゼントを要求し貢がせる



▲女性に対するあらゆる暴力の根絶を訴えるシンボルマーク「パープルリボン」

問い合わせ　福祉相談課　鈴木　☎（23）0086



子育

11月は児童虐待防止推進月間

## 虐待が起きる前に 一人で悩まずに相談を

問い合わせ　福祉相談課　今村　☎（23）0086

こども家庭庁では、毎年11月に「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を実施し、家庭や学校、地域などの社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、児童虐待防止の広報・啓発活動に集中的に取り組んでいます。

市ではポスターやリーフレットなどによる啓発、市内商店での街頭啓発を実施予定です。



児童虐待防止のシンボルマーク「オレンジリボン」

### 児童虐待とは

虐待にはいくつかの形があります。これらは「しつけ」の名の下で行われることもありますが、全て子どもの健やかな成長を妨げる行為です。

**［身体的虐待］**殴る、蹴る、強く揺さぶる、やけどを負わせる　など
**［心理的虐待］**暴言を浴びせる、無視する、子どもの前で暴力を振るう　など
**［ネグレクト］**ご飯を与えない、病院に連れて行かない、長時間放置する　など
**［性的虐待］**子どもに性的な行為をする・見せる　など

### 虐待が起きる前に、市こども家庭センターに相談を

子育て中、気軽に相談できる所が市こども家庭センターです。同センターでは、専門的な知識を有する市職員が連携・協力しながら、各家庭の状況に応じて切れ目のない相談や支援を行います。

虐待が起きる前に相談することが大切です。相談内容は秘密が固く守られますので、一人で悩まずにご相談ください。

**［妊娠や出産、乳幼児期の健康などに関する相談］**健康推進課　母子健康係　☎（23）0027
**［家庭や子育て、DV、貧困に関する相談］**福祉相談課　こども家庭係　☎（23）0086
**［子どもの発達支援に関する相談］**福祉相談課　こども未来係　☎（23）0083

### 気付いた時は迷わず相談を

児童虐待の防止は、社会全体で取り組むべき重要な課題です。「もしかして虐待かも」と感じたら、ためらわずにご相談ください。

**［虐待対応ダイヤル］**
☎189（通話料無料）
**［静岡県中央児童相談所］**
☎054（646）3570

福祉

地域全体の見守りと早期発見が重要

## 高齢者と障がい者を虐待から守る

問い合わせ　長寿介護課　永田・良知　☎（23）0076

高齢者や障がい者への虐待は、大きな社会問題になっています。虐待を早期に発見し、地域全体で見守り、支援できれば健やかに暮らすことができ、万が一の虐待からも救うことができます。

### こんなことが虐待になります

**［身体的虐待］**暴力を振るい、体に傷や痛みを負わせること。身動きが取れない状態にすること
**［心理的虐待］**侮辱や拒絶の言葉・態度で精神的苦痛を与えること
**［経済的虐待］**本人の同意なしに財産や年金、賃金などを使うこと。理由なく金銭を与えないこと
**［ネグレクト（介護や世話の放棄）］**食事や入浴、洗濯、排せつなどの世話や介助をほとんどせず、心身を衰弱させること
**［性的虐待］**無理やり（または同意と見せかけ）わいせつなことをしたり、させたりすること

### 虐待となる要因

家庭内のストレスや経済的な困難、精神的問題など、さまざまな要因があります。特に認知症や精神疾患を抱える人々に対して、その病状や行動の背景にある理由を理解しないことにより、介護者は適切な対応ができずストレスが生じて、虐待行為につながることがあります。

介護している人は、悩みや心配事を一人で抱え込まないでください。専門機関や相談窓口を上手に活用しましょう。

### 周囲の気付きと通報

虐待を防ぐには、周囲の早期発見が重要です。地域ぐるみの見守りが、虐待されている人だけでなく虐待をしている家族などが抱える問題の解決にもつながります。

守秘義務により通報者名と内容は守られますので、虐待を発見した時や「虐待かも」という疑いを持った時には通報してください。

**［高齢者の介護に関する相談・虐待の通報先］**長寿介護課　地域包括ケア推進係　☎（23）0076
**［障がい者に関する相談・虐待の通報先］**社会福祉課　障害者支援係　☎（23）0072
**［高齢者の介護に関する相談］**
▼地域包括支援センターさがら
☎（53）1900
▼地域包括支援センターオリーブ
☎（22）8822
▼地域包括支援センターさんいく
☎（23）3600